

1	年	保	存
機	密	性	2
平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで			

基監発 0329 第 2 号  
平成 28 年 3 月 29 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

平成 28 年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業  
の実施に係る留意事項について

標記については、平成 28 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 10 号「平成 28 年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の実施について」により指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記事項に留意の上、適切に実施されたい。

記

1 事業の概要

別添「インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の概要」のとおりであること。

2 問題事業場情報の処理

(1) 処理の流れ

別紙 1 「インターネット情報監視事業の処理の流れ」のとおりであること。

(2) 通報の方法

本事業において通報する問題事業場情報は、当該事業場を管轄する都道府県労働局（以下「管轄局」という。）に対し、受託者が作成する別紙 2 の情報提供票を、受託者から下記(3)あて送付するものであること。

(3) 通報の送付先

管轄局労働基準部監督課

に送付されるものであること。

なお、

(4) 通報の時期

管轄局への送付は、

(5) 管轄局及び労働基準監督署における対応

管轄局は、当該情報の事業場を管轄する労働基準監督署（以下「管轄署」という。）に情報提供すること。

また、通報された問題事業場情報は、

監督対象事業場の選定等に活用すること。

(6) 対応状況の報告

ア 報告の時期及び内容

通報された問題事業場情報に係る対応方針を決定し、

その内容を報告すること。

また、上記対応方針に基づく対応を行ったときは、遅滞なく、その対応年月日及び措置内容（監督指導を実施した場合は、指摘した違反法条項及び専用指導文書交付の有無を併記すること。）を報告すること。

イ 報告先及びその方法

本省監督課特定分野労働条件対策係あて

行うこと（様式任意）。

(7) 管轄局署からの問い合わせ

管轄局署は、通報された問題事業場情報について、内容等に確認すべき事項等がある場合には、受託者（電話：）に問い合わせを行うことができるものであること。

### 3 情報管理

本事業において通報された情報提供票については、インターネット上の公の情報であるものの、労働基準監督機関が組織的に取り扱う個別の事業場に係るものであることから、その情報管理を適切に行うこと。

## インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の概要

### 1 問題事業場情報の収集

本業務において、検索収集し、管轄局への通報対象となる問題事業場情報は、インターネット上に掲載されている求人情報、書き込み等の情報であって、次のとおりとする。

#### ア 問題事業場情報

問題事業場情報は、事業場の名称・所在地等が明らかであるもので、次のいずれかに該当するものとする。

##### (ア) 時間外労働、休日労働に関する問題

労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働に係る問題があると考えられるもの（労働基準法（以下「労基法」という。）第32条、第34条、第35条、第36条）。

##### (イ) 年次有給休暇に関する問題

年次有給休暇に係る問題があると考えられるもの（労基法第39条）。

##### (ウ) 労働時間の適正把握に関する問題

a 「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置等に関する基準について」に基づいた労働時間の適正な把握に問題があると考えられるもの（平成13年4月6日付け基発第339号）。

b 時間外、休日及び深夜の割増賃金に係る問題があると考えられるもの（労基法第37条）。

##### (エ) 健康管理に関する問題

a 健康管理体制の整備に係る問題があると思われるもの（労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第12条、第13条、第18条等）。

b 健康診断（以下「健診」という。）、健診結果についての医師からの意見聴取、健診後の措置、健康指導等に係る問題があると思われるもの（安衛法第66条の4、第66条の5、第66条の7）。

##### (オ) その他の問題

a 過重労働や賃金不払い残業などの若者の「使い捨て」が疑われるもの。

b その他、長時間にわたる過重な労働等が疑われるもの。

#### イ 問題事業場情報の処理

受託者は、以下の手順により、局へ通報する問題事業場情報を選定す

る。

(ア) 監視員による確認

ウェブページ内のリンクを自動的に巡回し、ウェブページの内容を収集・検索するプログラム等により選別・抽出した問題事業場情報は、監視員による目視確認等を通じて、確認、再検索等を行う。

(イ) 検討委員会の設置

受託者は、検討委員会を設置し、原則、月1回開催し、(ア)により把握した情報提供票を基に、管轄局へ通報する問題事業場情報の選定を行う。

2 管轄局への通報

検討委員会において、選定した問題事業場情報は、情報提供票により事業場の管轄局へ通報する。

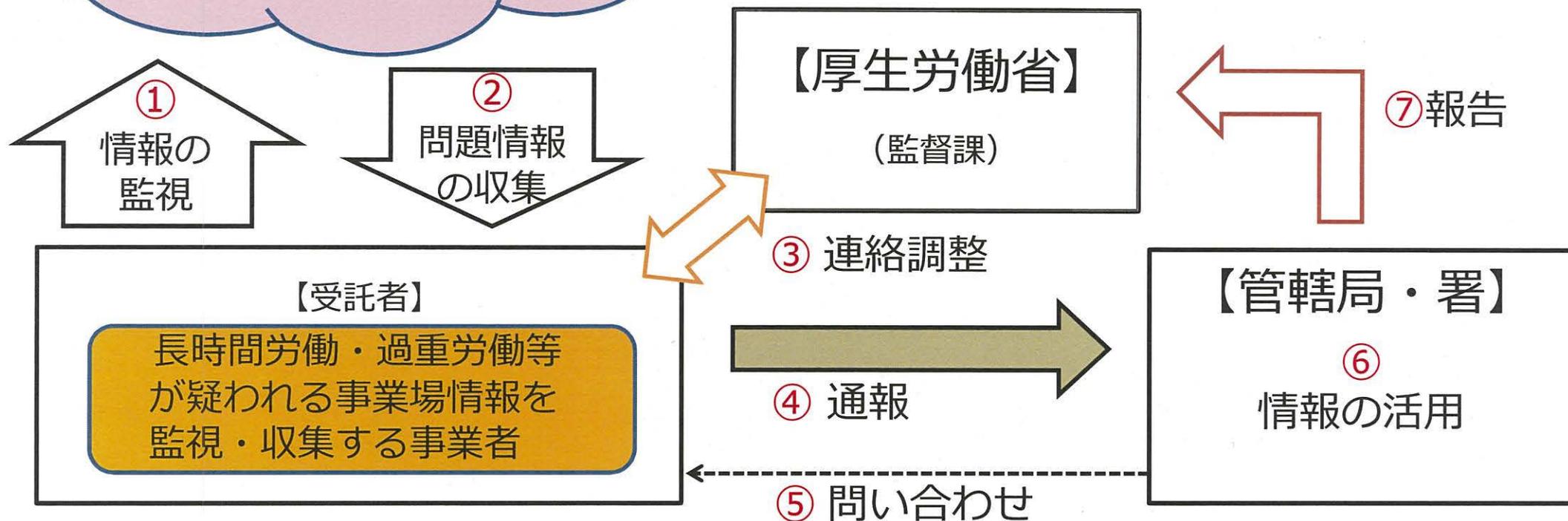
3 通報する件数

受託者が、管轄局に通報する問題事業場情報の件数は、毎月50件以上とし、連続3か月間、当該通報件数を下回ることはないよう運用する。

## インターネット情報監視事業の処理の流れ

インターネット上の  
事業場情報

(求人情報、書き込み等)



【①情報の監視】

【②問題情報の収集】

【③連絡調整】

【④管轄局への通報】

【⑤管轄局署からの問合せ等】

【⑥管轄局署において情報の活用】

【⑦通報事案の検討・対応結果報告】

インターネット上の長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題がある可能性のある事業場の情報を監視し収集。

情報収集業務の精度向上を目的に随時、連絡調整を行う。

受託者から管轄局提供。

通報事案の内容について、必要に応じ、受託者へ問い合わせ。

、臨検監督だけでなく様々行政手法に活用。

通報事案の検討・対応状況について報告。



都道府県労働局	電話番号
北海道労働局労働基準部監督課	011-709-2311
青森労働局労働基準部監督課	017-734-4112
岩手労働局労働基準部監督課	019-604-3006
宮城労働局労働基準部監督課	022-299-8838
秋田労働局労働基準部監督課	018-862-6682
山形労働局労働基準部監督課	023-624-8222
福島労働局労働基準部監督課	024-536-4602
茨城労働局労働基準部監督課	029-224-6214
栃木労働局労働基準部監督課	028-634-9115
群馬労働局労働基準部監督課	027-896-4735
埼玉労働局労働基準部監督課	048-600-6204
千葉労働局労働基準部監督課	043-221-2304
東京労働局労働基準部監督課	03-3512-1612
神奈川労働局労働基準部監督課	045-211-7351
新潟労働局労働基準部監督課	025-234-5922
富山労働局労働基準部監督課	076-432-2730
石川労働局労働基準部監督課	076-265-4423
福井労働局労働基準部監督課	0776-22-2652
山梨労働局労働基準部監督課	055-225-2853
長野労働局労働基準部監督課	026-223-0553
岐阜労働局労働基準部監督課	058-245-8102
静岡労働局労働基準部監督課	054-254-6352
愛知労働局労働基準部監督課	052-972-0253
三重労働局労働基準部監督課	059-226-2106
滋賀労働局労働基準部監督課	077-522-6649
京都労働局労働基準部監督課	075-241-3214
大阪労働局労働基準部監督課	06-6949-6490
兵庫労働局労働基準部監督課	078-367-9151
奈良労働局労働基準部監督課	0742-32-0204
和歌山労働局労働基準部監督課	073-488-1150
鳥取労働局労働基準部監督課	0857-29-1703
島根労働局労働基準部監督課	0852-31-1156
岡山労働局労働基準部監督課	086-225-2015
広島労働局労働基準部監督課	082-221-9242
山口労働局労働基準部監督課	083-995-0370
徳島労働局労働基準部監督課	088-652-9163
香川労働局労働基準部監督課	087-811-8918
愛媛労働局労働基準部監督課	089-935-5203
高知労働局労働基準部監督課	088-885-6022
福岡労働局労働基準部監督課	092-411-4862
佐賀労働局労働基準部監督課	0952-32-7169
長崎労働局労働基準部監督課	095-801-0030
熊本労働局労働基準部監督課	096-355-3181
大分労働局労働基準部監督課	097-536-3212
宮崎労働局労働基準部監督課	0985-38-8834
鹿児島労働局労働基準部監督課	099-223-8277
沖縄労働局労働基準部監督課	098-868-4303